

独立行政法人農畜産業振興機構の  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

制定:平成25年 3月 1日農林水産省指令24生産第2859号

変更:平成26年 3月20日農林水産省指令25生産第3337号

変更:平成27年 3月12日農林水産省指令26生産第2993号

変更:平成27年11月 9日農林水産省指令27生産第1667号-1



## 独立行政法人農畜産業振興機構中期目標

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、平成15年10月に農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金を統合して発足した。

機構は、我が国の農業総産出額の約6割を占め、国民の消費生活において重要となっている畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、畜産物の価格安定業務、野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等を実施して、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命としている。

機構は、第1期中期目標期間（平成15年10月から平成20年3月まで）及び第2期中期目標期間（平成20年4月から平成25年3月まで）において、BSE（牛海綿状脳症）、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生、飼料価格の高騰、牛肉・稲わらからの放射性セシウム検出に対する緊急対策、輸入野菜の増加、新たな砂糖及びでん粉の経営安定対策の発足等の重要課題に対して、迅速かつ的確に諸事業を実施してきたところである。

今後、経済社会のグローバル化が一層進展し、開発途上国の人口増加と経済発展、バイオ燃料生産の拡大等を背景にエネルギーや穀物需要が増加するなど食料需給とこれを取り巻く諸情勢の不安定化が予測されるとともに、食の安全・安心に対する国民の関心が一層高まる中で、国内農畜産物の生産増加による食料自給率の向上と農畜産物の安定的輸入の確保はますます重要な課題となっている。

このため、国は、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定。以下「基本計画」という。）に掲げた食料自給率の向上等の政策課題の達成に向けて、各般の施策を推進していくこととしている。

機構は、第3期中期目標期間（平成25年4月から平成30年3月まで）において、こうした国の基本計画に基づく農政の基本方針に即して、機動性を活かしつつ、国等が行う施策や事業と連携し、民間による取組が困難な場合及び民間による取組を促進する必要がある場合において、

- ① 経営安定対策
- ② 需給調整・価格安定対策

③ 緊急対策

④ 生産者や消費者等に対する分かりやすい情報提供

等に機動的かつ弾力的に取り組む必要がある。

なお、これらの業務の実施に当たっては、農政の基本方針に即し、事業をシンプルで分かりやすいものに改善していくとともに、可能な限り施策対象に直接作用するものに改善していく必要がある。

機構は、これらの業務の実施に当たっては、独立行政法人制度の趣旨、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）等に即して、事業費の削減・効率化、経費の抑制と業務執行の改善、情報公開の徹底を通じた透明性の向上等に努め、その成果が厳格かつ客観的に評価されるようにしなければならない。

以上を踏まえ、機構は、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図るものとする。

第1 中期目標の期間

機構の中期目標期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。

また、業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

2 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。

(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。

- (3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

### 3 業務執行の改善

- (1) 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。
- (2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。
- (3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。

### 5 補助事業の効率化等

- (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。
- (2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。
- (3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の

進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。

また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

また、業務内容等に応じ、それぞれの業務ごとに、アウトカム指標を含む適切な指標をできる限り具体的かつ定量的に設定し、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うことにより、業務の一層の質の向上を図る。

さらに、機構の業務の評価に当たり十分機能する指標を追加していくこととし、その際はより効率的かつ効果的に事業を実施する観点から検討を行うこととする。

#### 1 経営安定対策

##### (1) 畜産関係業務

畜産については、国の政策目標である基本計画を踏まえ、農業者が希望を持って農業に従事し収益を上げることができる環境を整えていく観点から、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

##### ① 畜産業振興事業

畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

##### ア 肉用牛対策

肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。

##### イ 養豚対策

養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。

##### ウ 補完対策

経営安定対策の補完対策を行う。本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。

③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。

(2) 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、経営安定の確保等に資するとともに、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定に係る業務等を以下のとおり実施する。

① 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

② 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。

また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、国によるリレー出荷の特例措置に係る認定が、中期目標期間中30グループ以上行われることを目標に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。

③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が

行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

④ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

⑤ ホームページ等による業務内容等の公表

ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。

(3) 砂糖関係業務

砂糖については、基本計画を踏まえ、意欲ある多様な農業者による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保や国内産糖製造事業の経営の安定等に資するよう、また、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づく糖価調整制度の趣旨、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)(以下「制度関係者の取組」という。)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等に基づく、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の糖価調整制度の収支改善に向けた取組を踏まえ、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施する。

① 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

② 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

③ ホームページ等による業務内容等の公表

ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。

(4) でん粉関係業務



でん粉については、基本計画を踏まえ、意欲ある多様な農業者によるでん粉原料用いもの需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保や国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定等に資するよう、でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施する。

① でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

② 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

③ ホームページ等による業務内容等の公表

ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。

2 需給調整・価格安定対策

(1) 畜産関係業務

畜産については、国の政策目標である基本計画に掲げる国民の健全で安定的な食生活の維持・確保、フードチェーンの適切な機能の発揮、総合的な食料安全確保の確立等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

① 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。

② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

③ 指定乳製品等の輸入・売買

ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。

## (2) 野菜関係業務

### ① 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。

### ② ホームページ等による業務内容等の公表

ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。

## (3) 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。

## (4) でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。

## 3 緊急対策

### (1) 畜産関係業務

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する。

## (2) 野菜関係業務

野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。

# 4 資金の流れ等についての情報公開の推進

## (1) 畜産関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始め、積極的に説明責任を果たすものとする。

## (2) 野菜関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公

表する。

### (3) 砂糖関係業務

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

### (4) でん粉関係業務

機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

## 5 情報収集提供業務

農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

また、国民消費生活の安定に寄与するよう、農畜産物に関する正しい知識の普及等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。

このほか、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。

(1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。

また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。

さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。

- (4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。
- (5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。
- (6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。  
また、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。
- 2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。
- 3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組  
砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び制度関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。  
また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 職員の人事に関する計画  
中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。  
また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。  
なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職と

して真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。

## 2 長期借入れを行う場合の留意事項

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。